4	回答	通訳者、手話奉仕員及び点訳奉仕員の養成等を行っており、今後とも適切な支援を実施できるよう取組んでまいります。 　また、聴覚障がい者情報提供施設について設置予定はございませんが、引き続き大阪府等とも連携して、必要なサービスの提供に努めてまいります。 　本市では、平成２６年８月市会において、「手話言語法（仮称）の制定を求める意見書」が可決されており、すべての地方公共団体の議会で同趣旨の意見書が可決されていることを踏まえ、全国的な動向も見据えながら、国への働きかけを行ってまいります。 また、「大阪市こころを結ぶ手話言語条例」に基づき策定した「手話に関する施策の推進方針」を踏まえて施策の充実を図っており、各区役所でのタブレット端末を使った遠隔手話通訳のサービス等を実施することにより手話が使用できる環境の整備を行っているところです。引き続き推進方針を踏まえ、手話通訳者派遣事業など施策の充実に努めてまいります。

5-1	項目	「障害者優先調達法」ならびに「障害者雇用促進法」改正法の施行実施を受け、障がい者就労施設等の受注拡大ならびにその発注単価額等により一層意を用いられるとともに、率先して大阪市として障がい者雇用をおこない、さらにその就労継続に配慮されるよう要望する。
	回答	【担当】 人事室　人事課（人事グループ） 電話：０６‐６２０８‐７４３１
		法定の障がい者雇用率については、２．３％と定められておりますが、市長部局での障がいのある方の雇用率は、平成２９年６月１日現在で２．９１％となっております。 　今後も引き続き、障がいのある方の雇用促進及び障がいのある職員への職場環境の改善等の取り組みに努めてまいります。

5-2	項目	「障害者優先調達法」ならびに「障害者雇用促進法」改正法の施行実施を受け、障がい者就労施設等の受注拡大ならびにその発注単価額等により一層意を用いられるとともに、率先して大阪市として障がい者雇用をおこない、さらにその就労継続に配慮されるよう要望する。
	回答	【担当】 福祉局　障がい者施策部　障がい福祉課 電話：０６‐６２０８‐８０７２
		本市においては、平成２５年４月１日施行の「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（障害者優先調達推進法）に基づき、平成２５年１０月１日以降、年度ごとに「障がい者就労支援事業所等からの物品等の調達方針」（以下「調達方針」という）を策定しております。 　調達方針に基づき、本市の各所属において障がい者就労支援事業所等に優先的に発注に努めることにより、平成２９年度末において、平成２８年度発注件数を上回ることを目指すこととしております。 　今後とも本市関係部局と連携しながら、調達方針の更なる周知徹底・情報提供を行うなど、各所属での優先調達の推進に努めてまいりたいと考えております。

6-1	項目	障がい者の住み良い社会環境を実現するため、新バリアフリー法に基づく整備を早急に進められたい。特に、地下鉄全駅での可動式ホーム柵設置を早急に実施するよう要望する。
	回答	【担当】 福祉局　障がい者施策部　障がい福祉課 電話：０６‐６２０８‐８０７９ 都市計画局　開発調整部　開発誘導課 電話：０６‐６２０８‐９３１９ 都市計画局　開発調整部　開発誘導課 （エリアマネジメント支援） 電話：０６‐６２０８‐７８５６
		大阪市では、高齢者、障がい者等をはじめとするすべての市民が日常生活上又は社会活動上利用する建築物や道路、公園などの施設を安全かつ快適に利用することができるよう「ひとにやさしいまちづくり」を推進しております。 　これまでも既存の本市所管の建築物や道路、公園等について、バリアフリーに配慮した改修に努めるとともに、民間等の建築物が建築される場合においてもバリアフリーに配慮した計画とするよう指導、助言を行ってきました。併せて、新バリアフリー法に基づく移動等円滑化の促進に関する基本方針に則して、鉄道事業者に対して、駅舎のバリアフリー化の促進に向け、働きかけております。 　また、市内の主要な駅を中心に 25 地区の重点整備地区を設定して、大阪市交通バリアフリー基本構想を策定し、現在は、基本構想に即して作成された特定事業計画に基づき、関係事業者が、駅舎や駅周辺の生活関連施設に至る道路、信号機等の重点的かつ一体的なバリアフリー化整備を推進しております。 　大阪市では引き続き、ひとにやさしいまちづくりに努めてまいります。

6-2	項目	障がい者の住み良い社会環境を実現するため、新バリアフリー法に基づく整備を早急に進められたい。特に、地下鉄全駅での可動